

掲示/配布

管理組合広報 (平成16年度 第24号)

フローリングへのお部屋改造は、
遮音性能基準 L45以上で
実施されますようお願いいたします。

近時、管理組合には、上階宅の音が響き、平穏な生活が乱されるとの声が寄せられております。その原因のひとつが、上階宅フローリングの遮音性能によるものと思われます。

フローリングは製品によりL値(日本建築学会が定めた遮音等級値)が異なり、数値が小さいほど遮音性能が良いことを表しています。

上階の椅子の移動音、物の落下音を例にとると、一般的に、L40では「階下宅にほとんど聞こえない」、L45では「小さく聞こえる」、L50では「聞こえる」という目安になっています。

管理組合では、当団地の居住環境維持には、L45以上の遮音性能が必要と判断し、フローリング改造の組合基準といたく、皆様にご協力をお願いする次第です。

また、現在既にフローリングされているお宅では、厚めのカーペットを敷くなど、階下宅へのご配慮をお願いいたします。

なお、住宅の模様替、改造、修繕に当たりましては、組合規約(建築協定)に定められているように、

必要事項を記入した申請書(管理事務所にあります。)に、

設計図・仕様書を各3部添付され、

当該工事の3週間前までに管理事務所へ提出ください。

以上皆様のご協力をお願い申し上げます。

発行：品川区八潮パークタウン潮路北第一ハイツ

<http://www1.cts.ne.jp/~kita1/>

管理組合理事長：内田藤男